

スポーツ審議会スポーツ基本計画部会運営規則（案）

（令和三年〇月〇〇日 スポーツ審議会スポーツ基本計画部会決定）

スポーツ審議会運営規則（平成二十七年十二月二十四日スポーツ審議会決定）

第三条第五項の規定に基づき、スポーツ審議会スポーツ基本計画部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 スポーツ審議会スポーツ基本計画部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、スポーツ審議会令（平成二十七年政令第三百二十九号）及びスポーツ審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（準用）

第二条 部会の運営については、スポーツ審議会運営規則第二条第二項及び第三項並びに第四条から第六条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「令第六条第一項及び第二項」とあるのは「令第六条第三項において準用する同条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

2 スポーツ審議会の会議の公開に関する規則（平成二十七年十二月二十四日スポーツ審議会決定）の規定は、部会に準用する。この場合において、

これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「スポーツ審議会運営規則第二条第二項」とあるのは「スポーツ審議会スポーツ基本計画部会運営規則第二条第一項において準用するスポーツ審議会運営規則第二条第二項」と読み替えるものとする。

(雑則)

第三条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和三年〇月〇〇日）から施行する。